



平成 26 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ プ ロ セ ル
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 横 山 周 史
(コード番号：4978)
問 合 せ 先 取 締 役 片 山 浩 美
(TEL. 045-475-3887)

ドイツ銀行ロンドン支店に対する第三者割当（第 3-a 回及び第 3-b 回割当） による新株式発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 9 月 16 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 11 日発表の「第三者割当による株式買取基本契約（包括的新株発行プログラム“STEP 2014 モデル”）締結及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」に記載の包括的新株発行プログラム（以下、「本プログラム」といいます。）に基づき、ドイツ銀行ロンドン支店に対する第三者割当（第 3-a 回及び第 3-b 回割当）による新株式（以下、「本新株式」といいます。）の発行に関し、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

なお、本プログラムに係る契約において事前買取人が同意した場合を除き、対象期間中の当社普通株式の 1 ヶ月の 1 日当たり平均出来高が 303,909 株を下回った場合、割当は一時停止されるところとしていたところ、平成 26 年 8 月 4 日から 9 月 2 日の当社普通株式の 1 日当たり平均出来高が 302,095 株となり、上記発表資料の「I 包括的新株発行プログラム 3. 本プログラムの概要 (5) 割当単位の変更」の記載に基づき割当停止に該当しますが、平成 26 年 9 月 12 日までの直近 1 ヶ月の 1 日当たり平均出来高は 479,543 株と推移し、平成 26 年 9 月 12 日までの直近 1 週間の 1 日当たり平均出来高は 1,014,040 株と推移したように、足元の出来高が急回復したことにより、ドイツ銀行ロンドン支店との間で協議を行い、第 3-a 回及び第 3-b 回割当に対してそれぞれ 400,000 株の割当を行うことで合意しました。なお、当該割当は割当制限事由に該当しないことを条件とします。

本プログラムに基づいてドイツ銀行ロンドン支店に割当てられる新株の発行時期（払込期日）について、第 1 回及び第 2 回の割当は、以下に記載の日に発行価格及び資本組入額の決定にかかる取締役会決議（以下「割当決議」といいます。）を行うことにより確定し、これに基づいて個別の株式買取契約が締結されました。第 3-a 回以降の割当についても、以下に記載の日に割当決議を行うことにより確定し、これに基づいて個別の株式買取契約が締結されます。

	割当決議日	払込期日
第 1 回割当	平成 26 年 6 月 11 日	平成 26 年 6 月 27 日
第 2 回割当	平成 26 年 8 月 19 日	平成 26 年 9 月 4 日

本報道発表文は、当社に関する第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

第 3-a 回割当	平成 26 年 9 月 19 日 注 1	平成 26 年 10 月 6 日
第 3-b 回割当	平成 26 年 10 月 8 日 注 2	平成 26 年 10 月 24 日
第 4 回割当	平成 26 年 11 月 18 日	平成 26 年 12 月 4 日

(注 1) 平成 26 年 9 月 16 日付で本新株式発行に係る有価証券届出書を提出しております。株式買取基本契約が締結されている中、上記発表資料の「I 包括的新株発行プログラム 3. 本プログラムの概要 (7)割当制限事由 (e) 当社が本新株式の発行に重大な影響を及ぼし得る事項の公表を行った日から 2 営業日以内である場合」の記載の通り、有価証券届出書の提出は株価に影響を与えうる開示であるという判断から、同提出日の 3 営業日目である平成 26 年 9 月 19 日を第 3-a 回割当決議日としております。

(注 2) 本プログラムの規定により、払込期日は直前回の割当の払込期日の 17 日後の日以降のいずれかの営業日とされているため、第 3-b 回割当の割当決議日を平成 26 年 10 月 8 日としております。第 3-a 回割当の払込日から 18 日目を払込期日となる割当決議日としたのは、第 3-a 回割当の払込日と第 3-b 回割当の価格決定日との重複を避けるためであります。

記

1. 募集の概要

第 3-a 回割当

(1)	払込期日	平成 26 年 10 月 6 日 (注 1)
(2)	発行新株式数	普通株式 400,000 株
(3)	発行価額	未定 (注 2)
(4)	調達資金の額	未定
(5)	募集方法	第三者割当の方法による。
(6)	割当予定先	ドイツ銀行ロンドン支店
(7)	その他	当社は、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式に係る本買取契約を締結する予定です。

(注 1) 「I 3. 本プログラムの概要 (7) 割当制限事由」に該当する場合、払込期日は前回発行の払込期日の 17 日以後で、かつ平成 26 年 12 月 29 日以内の期日に変更されます。

(注 2) 発行価格は基本契約に基づき、本第三者割当増資の発行価格及び資本組入額の決定に関する取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社株式の終値の 90%となります。

第 3-b 回割当

(1)	払込期日	平成 26 年 10 月 24 日 (注 1)
(2)	発行新株式数	普通株式 400,000 株
(3)	発行価額	未定 (注 2)
(4)	調達資金の額	未定
(5)	募集方法	第三者割当の方法による。
(6)	割当予定先	ドイツ銀行ロンドン支店

本報道発表文は、当社に関する第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

(7)	その他	当社は、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式に係る本買取契約を締結する予定です。
-----	-----	---

(注 1) 「I 3. 本プログラムの概要 (7) 割当制限事由」に該当する場合、払込期日は前回発行の払込期日の17日以後で、かつ平成26年12月29日以内の期日に変更されます。

(注 2) 発行価格は基本契約に基づき、本第三者割当増資の発行価格及び資本組入額の決定に関する取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社株式の終値の90%となります。

本第三者割当による本新株式の発行は、平成26年6月11日発表の「第三者割当による株式買取基本契約（包括的新株発行プログラム“STEP 2014モデル”）締結及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」のI1.「本プログラムの概略」に記載の基本契約に基づいて行われるものです。

2. 募集の目的および理由

当社は、下記「（資金調達目的）」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。平成26年6月11日発表の「第三者割当による株式買取基本契約（包括的新株発行プログラム“STEP 2014モデル”）締結及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」のI2.「本プログラム導入の理由等」に記載されるように、本プログラムは機動的な資本調達枠の確保、株主価値の希薄化抑制や将来の株価上昇局面における資金調達実行という観点から当社として最良の選択と判断し、本新株発行により資金調達を行おうとするものであります。

（資金調達の目的）

当社は、ヒトiPS/ES細胞の技術を基盤としたiPS細胞事業と臓器移植に係わる臨床検査事業の2事業を展開しております。第11期（平成25年3月期）には、設立以来初の黒字化を達成し、平成25年6月に大阪証券取引所 JASDAQ市場（現 東京証券取引所 JASDAQ市場）に上場いたしました。当社の主力事業であるiPS細胞事業は、研究試薬製品と細胞製品の2つの製品群で構成されております。

研究試薬製品は、ヒトES/iPS細胞の研究に用いる研究試薬類であり、具体的には、大学や研究所における研究用途として培養液、剥離液、凍結保存液などを製造販売しております。上場後の平成25年7月には、再生医療応用を目指した新たなヒトES/iPS細胞培養液「ReproXF」(*1)を、平成25年12月には、臍帯血移植への応用を目指した新たな培養液「ReproHSC」(*2)を発売し、製品ラインナップを増やしております。

一方の細胞製品は、ヒトiPS細胞から分化（変化）させて作製した機能細胞であり、主に製薬企業において新薬候補化合物の薬効試験や毒性試験に使用する細胞を製造販売しております。具体的には、製薬企業でのニーズが高いiPS細胞由来の心筋細胞、神経細胞、肝細胞の3種類を販売しておりますが、これらはいずれも当社が世界で初めて上市に成功した製品になります。さらに、平成25年11月からは、カスタムメイドの疾患モデル細胞として「ReproUNUS」(*3)を新たにラインナップに加えております。

このように、上場時の公募増資により確保した資金を用いて、iPS細胞事業を順調に拡大しております。当社のiPS細胞事業は、既存の研究試薬及び創薬応用の領域に留まらず、将来的にはテーラーメイド医療、再生医療への展開を目指しております。このような中、国際的にiPS細胞及び再生医療の研究開発及び事業化が進み、さらに国内でも法整備が進むなど事業環境が変化しております。こうした流れを踏まえ、当社は株式会社新生銀行と共同でベンチャーキャピタルファンド「Cell Innovation Partners, L.P.」を平成26年3月に設立しており、本ファ

ンドを通じて国内外のiPS細胞・再生医療関連のバイオベンチャーへの成長資金の提供を行うことで、当社のiPS細胞、再生医療分野の事業化の加速と競争力の強化を図り、次世代の創薬・医療ビジネスの創造に貢献していきたいと考えております。

平成24年12月に京都大学の山中伸弥教授がiPS細胞の発明によりノーベル医学生理学賞を受賞されたことを受け、国内においては、iPS細胞技術や再生医療が政府の成長戦略の柱の1つとして位置づけられ、研究資金のバックアップもより強固なものとなっています。当社においても、平成25年10月には、横浜市・神奈川県・川崎市が推進する京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区に、当社の本社及び研究所の所在地である新横浜地区（株リブプロセル）が新たに指定され、今後、規制の特例措置や財政・金融上の支援を受けることが可能になります。法整備に関しては、平成25年11月に薬事法の改正や再生医療安全性確保法が成立したことで、より再生医療の実現が加速できる体制が整いました。さらに、平成27年3月期より、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の研究開発プロジェクト「再生医療の産業化に向けた細胞製造・加工システムの開発」に当社が委託先として参加することが採択され、京都大学等のアカデミアおよび企業との連携の中で、再生医療の事業化に向けた取り組みを積極的に推進してまいります。

また、再生医療の分野は、社会的な関心も高く、成長性の高い新市場として、競合企業の新規参入も予想されます。一方、海外においても、米国、欧州、さらには中国、インド等でも、iPS細胞技術や再生医療の分野の研究開発及び事業化が加速しております。

このように国内及び海外においてiPS細胞及び再生医療の研究開発及び事業化が進み、さらに国内で法整備が進むなど事業環境が変化する中、当社としては、当社の新たな成長戦略として、グローバル化を更に加速し事業を拡大するとともに、新たに再生医療分野への研究開発を前倒しで進めたいと考えております。グローバル化に関しては、自社拠点による販路拡大のみならず、米国・欧州の会社との協業あるいは事業買収を行う予定です。これにより、製品ラインナップの更なる拡充及び販路のグローバル化を行い、事業を拡大します。また、再生医療に関しては、iPS細胞や臍帯血（造血幹細胞）を用いた再生医療に関する製品化の研究開発を当初の計画より先行して実施する予定です。臍帯血に関しては、体外増幅技術の開発に成功しており白血病治療等への応用を予定しています。

(*1)ReproXF

当社が平成25年7月に製造販売を開始した動物由来成分を含まないヒトiPS細胞/ES細胞用の培養液。安全性の高い培養システムを構築することで将来の再生医療への応用が可能。

(*2)ReproHSC

日産化学工業株式会社との共同開発により平成25年12月から製造販売を開始した造血幹細胞用の培養液。将来の白血病の臍帯血移植への臨床応用が可能。

(*3)ReproUNUS

タカラバイオ株式会社との協業により平成25年11月に作製を開始したカスタムメイドのiPS疾患モデル細胞。遺伝子改変技術を用いて様々な遺伝子（疾患関連遺伝子を含む）をiPS細胞に導入し、さらに心筋、神経、肝臓などの様々な細胞に分化させることで、アルツハイマー病神経細胞等の様々な疾患モデル細胞の提供が可能。

3. 資金調達方法の概要および選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする第三者割当増資を行うものであり、基本契約に基づき予め定められた期日に4回にわたる割当を行います。なお、全4回の割当に対する当社取締役会による発行決議が平成26年6月11日になされたものの、第3回目の割当決議は平成26年9月8日に予定しておりましたが、平成26年9月8日付で「米国子会社ReproCELL USA Inc.によるStemgent, Inc.の一部の事業(iPS細胞事業)譲受並びにReproCELL USA Inc.の商号変更に関するお知らせ」を発表したことにより、平成26年6月11日発表の「第三

者割当による株式買取基本契約（包括的新株発行プログラム“STEP 2014 モデル”）締結及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」における「I 包括的新株発行プログラム 3. 本プログラムの概要 (7)割当制限事由 (e) 当社が本新株式の発行に重大な影響を及ぼし得る事項の公表を行った日から2営業日以内である場合」に該当したため、平成26年9月8日付をもって既提出の有価証券届出書（第3回割当分）を取り下げました。この取り下げで発行されなくなった800,000株について、この度、新たに有価証券届出書を提出し、新たな割当を行うものであります。一方、平成26年8月4日から9月2日の当社普通株式の1日当たり平均出来高が302,095株となり、上記発表資料の「I 包括的新株発行プログラム 3. 本プログラムの概要 (5)割当単位の変更」の記載に基づき割当停止に該当しますが、平成26年9月12日までの直近1ヵ月の1日当たり平均出来高は479,543株と推移し、平成26年9月12日までの直近1週間の1日当たり平均出来高は1,014,040株と推移したように、足元の出来高が急回復したことにより、ドイツ銀行ロンドン支店との間で協議を行い、第3-a回及び第3-b回割当に対してそれぞれ400,000株の割当を行うことで合意し、第3-a回及び第3-b回割当の発行決議が本日の当社取締役会によってなされております。

（2）資金調達方法の選択理由

今回の資金調達は、平成26年1月27日付でメリルリンチ日本証券株式会社を割当先とする行使価額修正条項付き第9回新株予約権（以下、「本新株予約権」）による資金調達が進まない状況を打開すべく、当社と割当予定先であるドイツ銀行ロンドン支店とのあっせんを行うドイツ証券株式会社の提案を契機として検討されたものです。本新株予約権で見込んでおりました未調達額のうち、研究開発の加速と競争力を高めるために必要とされる金額を充足することを目的としており、当社の中長期的な企業価値を向上させ、既存株主の皆様の利益に資するものであると判断しております。なお、本新株予約権による調達資金の使途として見込んでおりました「国内外における研究開発・生産拠点の設立及び設備投資費、研究開発費」につきましては、今回の調達資金の使途に含めず、下記に記載のとおり、「海外販路及び国内外の研究開発分野拡大のための資本・業務提携、M&A関連費」と「その他運転資金」にのみ充当する予定です。

詳細につきましては平成26年6月11日発表の「第三者割当による株式買取基本契約（包括的新株発行プログラム“STEP 2014 モデル”）締結及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」のI2.「本プログラム導入の理由等」をご参照ください。

（3）本プログラムの特徴

平成26年6月11日発表の「第三者割当による株式買取基本契約（包括的新株発行プログラム“STEP 2014 モデル”）締結及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」に記載のI2.「本プログラム導入の理由等」及びI5.「他の資金調達方法との比較」をご参照ください。

4. 調達する資金の額、使途および支出予定時期

（1）調達する資金の額（差引手取概算額）

本プログラムによって調達する資金の見込総額（差引手取概算額）

① 本プログラムによる新株式の払込金額の見込総額	2,563,200 千円
② 発行諸費用の概算額	24,742 千円
③ 差引手取概算額	2,538,458 千円

（注）1 上記①は第1回割当の発行価格を第2回から第4回の割当にも適用した場合の見込額であり、第2回から第4回の割当の発行価格の確定によって本プログラムによる調達資金の総額及び発行諸費用の概算額は増加または減少することがあります。

- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 諸費用の内訳は、登録免許税、弁護士費用等が含まれております。

第 3-a 回割当の調達する資金の額（差引手取概算額）

① 本割当により発行される新株式の払込金額の総額	335,880 千円
② 発行諸費用の概算額	3,092 千円
③ 差引手取概算額	332,787 千円

- (注) 1. 本割当により発行される新株式の払込金額の総額は、本日の前営業日における株価を基にした見込額であり、実際の金額は割当決議日の前営業日における株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社株式の終値を基に決定される予定です。
2. 発行諸費用の概算額は、本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額の 8 分の 1 に相当する金額です。

第 3-b 回割当の調達する資金の額（差引手取概算額）

① 本割当により発行される新株式の払込金額の総額	335,880 千円
② 発行諸費用の概算額	3,092 千円
③ 差引手取概算額	332,787 千円

- (注) 1. 本割当により発行される新株式の払込金額の総額は、本日の前営業日における株価を基にした見込額であり、実際の金額は割当決議日の前営業日における株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社株式の終値を基に決定される予定です。
2. 発行諸費用の概算額は、本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額の 8 分の 1 に相当する金額です。

(2) 調達する資金の具体的な用途

本プログラム全体の具体的な用途	金額（百万円）	支出予定期間
① 海外販路及び国内外の研究開発分野拡大のための資本・業務提携、M&A 関連費	1,534	平成26年6月から平成28年3月まで
② その他運転資金	1,004	平成26年6月から平成31年1月まで

- ① 海外販路及び国内外の研究開発分野拡大のための資本・業務提携、M&A 関連費
 当社は、ヒト iPS/ES 細胞の技術を基盤とした iPS 細胞事業を基幹事業としております。当社中期経営計画では細胞製品のグローバル展開を最優先事項としており、大手製薬メーカーが集積する米国、欧州において販売拡大を進めるためには、技術的なサポートを高め、製薬メーカーのニーズに合ったサービスを提供することが重要と考えております。このため米国及び欧州地域の販売基盤強化を図るため、当社が平成 26 年 5 月 26 日に発表した「BioServe Biotechnologies, Ltd.社の株式取得（子会社化）」に係る基本合意書締結に関するお知らせ」及び「Reinnervate Limited 社の株式取得（子会社化）」に係る基本合意書締結に関するお知らせ」に記載したように、外国企業の株式を取得するなど、複数のライフサイエンス関連企業を対象として 1 社あたり 5 億円から 20 億円規模の資本・事業提携、M&A を積極的に推進していく予定です。また、当社の研究開発は、アカデミアの技術シーズと関連メーカーのオープンイノベーションにより製品開発を推進しており、今後は、再生医療分野の研究開発活動を効率的に実施するために、当社の既存事業とシナジーが見込める分野における優秀な技術

を有する他社との業務提携により、研究開発の加速化と競争力の強化を図ります。

② その他運転資金

ライフサイエンス分野においては、企業あるいは製品への信頼度や認知度を高める手段として、学会や展示会等への積極的な参加、アカデミアの論文掲載が最も有効であります。今後5年間で、国内外で開催される学会や展示会への参加並びに国内外の複数のアカデミアとの共同研究を行う際の研究資金及び当社製品の無償提供に約5億円を充当し、当社製品を使用した論文の掲載を積極的に実施することで、国内のみならず海外においても当社及び当社製品の信頼度や認知度を高め、販売促進の加速化を図ります。また、残りの資金は上記①の他社との業務提携に伴い必要となる運営費用に充当する予定であります。

(注1) 計画した他社との資本・業務提携、M&Aが不調に終わった場合には、当社は、本新株発行により調達した資金を、自社で海外販路及び国内外の研究開発分野拡大を推進するために活用いたします。また、計画していた調達額が減少した場合には、資本・業務提携、M&Aの計画・手法について再検討を行います。

(注2) 本新株予約権による調達額2,394百万円は「海外販路及び国内外の研究開発分野拡大のための資本・業務提携、M&A関連費」に充当する予定であります。

(注3) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(注4) 本プログラム全体の差引手取概算額は2,538百万円であり、手取金の使途「①海外販路及び国内外の研究開発分野拡大のための資本・業務提携、M&A関連費」は60.4%を構成し、「②その他運転資金」は39.6%を構成します。第3-a回並びに第3-b回割当による新株式の発行により調達するそれぞれの差引手取概算額332,787千円の使途はこの構成比に基づき、①には201,003千円を、②には131,783千円を充当する予定です。それぞれの支出予定期間は上記の記載に準じます。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株式の発行により調達する資金については、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」において記載いたしましたとおり、海外販路及び国内外の研究開発分野拡大のための資本・業務提携、M&A関連費に充当する予定であります。

上記資金使途により、当社グループにおいて、米国及び欧州地域の販売基盤強化が図れるものと考えており、本新株式の第三者割当により企業価値の向上につながるものであります。

したがって、当社としては、本新株式の発行により一時的な株式の希薄化は生じるものの、中長期的な観点からは株主の皆様の利益の向上につながるため、本新株式の発行により調達する資金の資金使途は合理的であると判断しております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本新株式の払込金額につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等への考慮並びに割当予定先とのあっせんを行うドイツ証券株式会社との間の協議を踏まえ、直近の株価が発行時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると考えられる一方で、当社の希望する資金規模に対する割当予定先のリスク負担並びに当社における資金需要等を総合的に勘案した結果、当社の当社株式の終値に対して10%のディスカウント率を設定することが合理的であると考えております。また、類似事例の考慮も踏まえても、妥当な水準であると判断しております。

こうした経緯に基づき、第 3-a 回割当に関する取締役会における割当決議の日の前営業日（平成 26 年 9 月 18 日）における株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社株式の終値の 90% とする予定です。なお、第 3-a 回目、第 3-b 回目及び第 4 回目の割当に対する発行価格の算定は第 1 回及び第 2 回割当と同様の手法を用いることとしながらも、それぞれの発行条件の合理性については都度判断してまいります。

また、上記払込金額の算定根拠は、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日制定）にも準拠しております。

なお、当社監査役 3 名全員（うち社外監査役が 3 名）から、取締役会における上記算定根拠による払込金額の見込額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、直近の株価が発行時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していることに鑑みても適当である中、当社の希望する資金規模に対する割当予定先のリスク負担並びに当社における資金需要等を考慮しても妥当であり、日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に対して特に有利ではない旨の見解を得ております。

（2）発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本プログラムに基づき新たに発行される新株式の数は上限 3,200,000 株（議決権 32,000 個）であり、第 3-a 回及び第 3-b 回割当によって発行される合計 80 万株は上記の 3,200,000 株を構成する一部となっております。本プログラムを定める株式買取基本契約の締結日である平成 26 年 6 月 11 日現在の当社発行済株式総数 48,440,050 株及び議決権個数 484,287 個を分母とする希薄化率は 6.61%（議決権 6.61%）に相当します。

また、平成 26 年 6 月 11 日から過去 6 ヶ月以内に行った第三者割当増資により発行した新株予約権が行使されたことに伴って発行された新株式の株数 1,880,000 株（議決権 18,800 個）と本プログラムに基づき新たに発行される新株式の数の上限 3,200,000 株（議決権 32,000 個）の合計は 5,080,000 株（議決権 50,800 個）であり、平成 26 年 6 月 11 日時点の当社発行済株式総数 48,440,050 株から平成 26 年 6 月 11 日より以前の 6 ヶ月以内に行った第三者割当増資により発行した新株予約権が行使されたことに伴って発行された新株式の株数 1,880,000 株を差し引いた株数 46,560,050 株および議決権個数 465,487 個を分母とする希薄化率は 10.91%（議決権 10.91%）に相当します。

しかしながら、当該資金調達により、上記 4（2）「調達する資金の具体的な用途」に記載の通り、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、当社の株式の現在の流動性を考慮した場合、平成 26 年 9 月 12 日までの直近 1 ヶ月の 1 日当たり平均出来高は 479,543 株と推移し、平成 26 年 9 月 12 日までの直近 1 週間の 1 日当たり平均出来高は 1,014,040 株と推移しており、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えておりますが、今後出来高の推移を注視しつつ、急激な株価の下落を引き起こさずに円滑に市場で消化される見通しが立つかどうかについて慎重に割当決議の可否を見極めてまいります。また、第 3-a 回及び第 3-b 回割当の合計は 80 万株であることについて、40 万株ずつ、時期をずらしての割当となり、かつ上記の直近 1 か月及び直近 1 週間の 1 日当たり平均出来高に照らしても、市場で十分に消化可能であると考えております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
(2) 所 在 地	<p>連合王国、ロンドン EC2N 2DB グレートウィンチェスターストリート1番、ウィンチェスターハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom)</p> <p>本店住所： ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ 12 (Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)</p>
(3) 代表者の役職・氏名	<p>ドイツ銀行取締役会およびグループ経営執行委員会共同会長 ユルゲン・フィッチェン (Jürgen Fitschen) アンシュール・ジェイン (Anshu Jain)</p>
(4) 事 業 内 容	銀行業
(5) 資 本 金	<p>2,610 百万ユーロ (2013 年 12 月 31 日現在) (363,416 百万円) 換算レートは1ユーロ 139.24 円(平成 26 年 6 月 10 日の仲値)です。</p>
(6) 設 立 年 月 日	1870 年 3 月 10 日
(7) 発 行 済 株 式 数	1,019,499,640 株 (2013 年 12 月 31 日現在)
(8) 決 算 期	12 月 31 日
(9) 従 業 員 数	98,254 名 (フルタイム換算、連結、2013 年 12 月 31 日現在)
(10) 主 要 取 引 先	投資家および発行体
(11) 主 要 取 引 銀 行	-
(12) 大株主および持株比率	<p>ブラックロック・インク 5.14%</p> <p>(2013 年 12 月 31 日現在)</p>
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係	
資 本 関 係	<p>当社と当該会社との間には、当社の普通株式 124,366 株 (平成 26 年 9 月 12 日現在。総議決権数の 0.26%) を保有していると共にドイツ証券株式会社より当社の普通株式 800,000 株の借株を行っているほか、特筆すべき資本関係はありません。なお、当初当該会社とその関係会社であるドイツ証券株式会社を通じて借入れた (下記「(5) 株券貸借に関する契約」) 800,000 株及び第 1 回割当において割り当てた 800,000 株については、当該会社のヘッジ目的による売付けに用いられたため、第 2 回割当にて当社が割り当てた 800,000 株が当該借株のポジションとして残っているものです。かかる借株に関して当該会社が譲渡 (借株の返還を含む) を行った場合、第 1 回及び第 2 回割当に関する譲渡報告 (下記「(3) 割当予定先の保有方針」) を受領する予定です。</p>

	また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者および関係会社と当該会社の関係者および関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者および関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績および財政状態 (単位：百万ユーロ。特記しているものを除く。)

決算期	2011年12月期	2012年12月期	2013年12月期
連 結 純 資 産	54,660	54,240	54,966
連 結 総 資 産	2,164,103	2,022,275	1,611,400
1株当たり連結純資産(ユーロ)	58.11	57.37	53.24
連 結 純 収 益	31,389	32,015	29,850
連 結 当 期 純 利 益	4,326	316	681
1株当たり連結当期純利益(ユーロ)	4.45	0.28	0.67
1株当たり配当金(ユーロ)	0.75	0.75	0.75

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 換算レートは1ユーロ138.53円(平成26年9月12日の仲値)です。

決算期	2011年12月期	2012年12月期	2013年12月期
連 結 純 資 産	7,572,050	7,513,867	7,614,440
連 結 総 資 産	299,793,189	280,145,756	223,227,242
1株当たり連結純資産(円)	8,049.98	7,947.47	7,375.34
連 結 純 収 益	4,348,318	4,435,038	4,135,121
連 結 当 期 純 利 益	599,281	43,775	94,339
1株当たり連結当期純利益(円)	616.46	38.79	92.82
1株当たり配当金(円)	103.90	103.90	103.90

※なお、当社は割当予定先および割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社としては様々な資金調達先を検討して参りましたが、当社とドイツ銀行ロンドン支店とのあっせんを行うドイツ証券株式会社より提案を受けた本プログラムによる資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価動向及び資金需要動向に応じた機動的な新株発行による資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。本プログラムと他の資金調達方法を比較した場合、例えば公募増資は当社が必要とする規模の資金を調達するためには短期間において大幅な希薄化が起これ、当社のニーズに合致するものではないと考えられます。なお、ドイツ証券株式会社から本プログラムの提案を受けた経緯としまし

本報道発表文は、当社に関する第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

ては当社決算説明会を契機とした当社資金調達ニーズに関する情報交換の機会があったことによります。また、ドイツ証券株式会社の提案を受けた理由については、当社株価が本新株予約権の下限行使価額を下回って推移することで資金調達が進まない現状を打破するスキームであると判断したためです。

その中で、ドイツ証券株式会社から提案を受け、平成 26 年 6 月 11 日発表の「第三者割当による株式買取基本契約（包括的新株発行プログラム“STEP 2014 モデル”）締結及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」における「I 2. 本プログラム導入の理由等」に記載した商品性や同種の手法で上場企業の資金調達をサポートしてきた過去の実績、世界各国に拠点を持ち、98 千人規模の従業員を抱える等の割当予定先のグローバルネットワーク等を総合的に勘案して決定いたしました。

ドイツ銀行ロンドン支店は、上記「7.（1）割当予定先の概要」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有するものと認識しております。

（注）本割当は、第一種金融商品取引業者、取引所の総合取引参加者、および日本証券業協会会員であるドイツ証券株式会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

（3）割当予定先の保有方針

ドイツ銀行ロンドン支店は、投資銀行業務に基づく投資有価証券として本新株式を保有する予定です。従って、市場動向に応じて適宜本新株式を売却していく予定です。

なお当社は、ドイツ銀行ロンドン支店が発行日より 2 年以内に本新株式の全部もしくは一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面で報告する旨、当社が当該内容を取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得ております。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

ドイツ銀行ロンドン支店からは、本新株式の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、ドイツ銀行の直近の財務諸表等から、連結純資産額は 56,017 百万ユーロ（約 77,600 億円、換算レート 1 ユーロ 138.53 円（平成 26 年 9 月 12 日の仲値））（連結、平成 26 年 3 月 31 日現在、未監査）と確認しているほか、当該資金の払込みについては本買取契約においてドイツ銀行ロンドン支店の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

（5）株券貸借に関する契約

本新株式の発行に伴い、割当予定先であるドイツ銀行ロンドン支店の関係会社であるドイツ証券株式会社は当社株主より当社普通株式について借株を行う予定です。ドイツ銀行ロンドン支店は、ドイツ証券株式会社より当該株式の借株を行い、ヘッジ目的で売付けを行う場合があります。ただし、各回の割当に関連するヘッジ目的の売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、ドイツ銀行ロンドン支店およびドイツ証券株式会社がかかる借株を用いて各割当の発行価格に影響を与える売付けを行うことはありません。

ドイツ銀行ロンドン支店およびドイツ証券株式会社は、各回の割当により発行される新株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け（各回の割当に関連する割当決議が公表されてからに限る）以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。当社がドイツ銀行ロンドン支店との間で締結する基本契約においては、ドイツ銀行ロンドン支店が各回の割当により発行される新株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け（各回の割当に関連する割当決議が公表されてからに限る）以外の本件に関わる空売りを目的として当社普通株式の借株を行

わない旨を定めております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先であるドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所および米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BaFin)）の監督および規制を受けております。また、ドイツ銀行ロンドン支店は、イングランド銀行（Bank of England）（プルードENS規制機構（Prudential Regulation Authority））および英国金融行為監督機構（Financial Conduct Authority）の監督および規制を受けております。

当社は、ドイツ連邦金融監督庁ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、ドイツ銀行のアンニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督および規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うドイツ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社が金融機関として適切な情報管理態勢を保持しているものと判断しており、また同社ならびにその役員が暴力若しくは威力を用い又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「反社会的勢力」いいます。）ではなく、かつ、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

8. 大株主および持株比率

平成 26 年 3 月 31 日現在	
ニプロ株式会社	10.21%
SBI インキュベーション株式会社	8.72%
トランスサイエンス式ビー号投資事業有限責任組合	3.94%
中辻 憲夫	3.47%
株式会社SBI証券	2.05%
横山 周史	1.92%
コスモ・バイオ株式会社	1.54%
トランスサイエンス式イー号投資事業有限責任組合	1.08%
株式会社新生銀行	0.85%
浅井 文子	0.82%

(注) 1. 平成 26 年 3 月 31 日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

2. ドイツ銀行ロンドン支店は、本新株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明していないため、募集後の大株主および持株比率を表示しておりません。なお、独占禁止法第 11 条は、銀行業を営む会社は、原則ほかの事業会社（保険会社を除きます。）の発行済株式数の 5%を超えて保有することはできない旨定めておりますので、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社発行済株式数の 5%を超えて保有することはできません。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による平成 27 年 3 月期当社連結業績に与える影響は軽微であります。

(企業行動規範上の手続き)

本新株式の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うもので

はないことから、取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績 (連結)

(単位：百万円)

	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
売上高	—	—	460
営業利益	—	—	△93
経常利益	—	—	△132
当期純利益	—	—	△133
1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	△3.08
1 株当たり配当金 (円)	—	—	—
1 株当たり純資産 (円)	—	—	107.34

(注) 当社は平成 26 年 3 月期より連結財務諸表を作成しておりますため、平成 26 年 3 月期のみの記載となっております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 26 年 8 月 31 日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	49,240,050 株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
始 値	—	—	3,560 円
高 値	—	—	3,722 円
安 値	—	—	804 円
終 値	—	—	909 円

(注) 当社は平成 25 年 6 月 26 日付で大阪証券取引所 JASDAQ (現東京証券取引所 JASDAQ) へ上場しておりますため、平成 26 年 3 月期のみの記載となっております。また、平成 25 年 9 月 1 日に実施した普通株式 1 株につき 5 株の割合の株式分割考慮後の株価表示となっております。

② 最近6か月間の状況

	平成26年 3月	平成26年 4月	平成26年 5月	平成26年 6月	平成26年 7月	平成26年 8月
始 値	1,000 円	894 円	756 円	988 円	981 円	856 円
高 値	1,292 円	979 円	980 円	1,077 円	983 円	878 円
安 値	804 円	752 円	643 円	861 円	850 円	769 円
終 値	909 円	762 円	954 円	970 円	870 円	798 円

③ 発行決議日前日における株価

	平成26年9月12日現在
始 値	899 円
高 値	934 円
安 値	860 円
終 値	933 円

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

(公募増資)

当社は、平成25年6月26日に株式会社大阪証券取引所 J A S D A Q 市場（グロース）に上場いたしました。当社は、上場にあたり平成25年5月24日及び平成25年6月10日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成25年6月25日に払込が完了いたしました。

- ① 募集方法 : 一般募集（ブックビルディング方式による募集）
- ② 発行する株式の種類及び数 : 普通株式 642,000株
- ③ 発行価格 : 1株につき 3,200円
一般募集はこの価格にて行いました。
- ④ 引受価額 : 1株につき 2,944円
この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。
なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- ⑤ 払込金額 : 1株につき 2,405.50円
この金額は会社法上の払込金額であり、平成25年6月10日開催の取締役会において決定された金額であります。
- ⑥ 資本組入額 : 1株につき 1,472円
- ⑦ 発行価額の総額 : 1,544,331千円
- ⑧ 資本組入額の総額 : 945,024千円
- ⑨ 払込金額の総額 : 1,890,048千円
- ⑩ 払込期日 : 平成25年6月25日
- ⑪ 資金の使途 : iPS細胞事業の事業拡大を図るための設備投資資金及び研究開発費、米国・欧州・アジアにおける拠点の開設、拡充等の運転資金に充当する予定であります。
- ⑫ 調達した資金の充当状況 : iPS細胞事業の事業拡大を図るための設備投資資金に10,000千円を充当しました。残額についても上記「⑪資金の使途」に記載のとおり充当する予定です。

本報道発表文は、当社に関する第三者割当による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

(第三者割当増資)

平成25年5月24日及び平成25年6月10日開催の取締役会において、SMB C日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出し（貸株人から借入れる当社普通株式194,500株（以下「借入株式」）の売出し）に関連して、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。

その概要は次のとおりであります。

- ① 発行する株式の種類及び数：普通株式 194,500株
- ② 割当価格：1株につき 2,944円
- ③ 発行価格：1株につき 2,405.50円
- ④ 資本組入額：1株につき 1,472円
- ⑤ 払込金額の総額：572,608千円
- ⑥ 払込期日：平成25年7月24日
- ⑦ 割当先：SMB C日興証券株式会社
- ⑧ 資金の使途：iPS細胞事業の事業拡大を図るための設備投資資金及び研究開発費、米国・欧州・アジアにおける拠点の開設、拡充等の運転資金に充当する予定であります。
- ⑨ 調達した資金の充当状況：上記「⑧資金の使途」に記載のとおり充当する予定です。

(行使価額修正条項付き新株予約権の発行)

当社は、平成26年1月8日開催の取締役会決議に基づき、平成26年1月27日に本新株予約権を発行しており、同日付で本新株予約権の発行価額の総額の払込みが完了し、割当を行っております。

また、当社は同取締役会決議に基づき、メリルリンチ日本証券株式会社と平成26年1月27日にコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結しております。

なお、当社は、会社法及び募集事項の定めに基づき、平成26年6月11日付でメリルリンチ日本証券株式会社に対して本新株予約権の取得（買戻）を通知し、同月26日をもって、本新株予約権を取得（買戻）したうえで、直ちに消却しております。

本新株予約権の内容は、以下のとおりです。

割当日	平成26年1月27日
発行新株予約権数	60,000個
発行価額	新株予約権1個当たり1,500円（総額90,000,000円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	10,004,000,000円
割当先	メリルリンチ日本証券株式会社
募集時における発行済株式数	45,836,250株
当該発行による潜在株式数	潜在株式数 6,000,000株 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は1,162円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、6,000,000株です。
現時点における行使状況	行使済株式数：1,880,000株 （残新株予約権数：41,200個、行使価額 1,162円（下限行使価額））
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	2,394百万円
発行時における当初の資金使途	① 外販路及び国内外の研究開発分野拡大のための資本・業務提携、

	M&A関連費（4,000百万円） ②国内外における研究開発・生産拠点の設立及び設備投資費、研究開発費（5,000百万円） ③その他運転資金（1,004百万円）
現時点における充当状況	本新株予約権による調達額2,394百万円は「海外販路及び国内外の研究開発分野拡大のための資本・業務提携、M&A関連費」に充当する予定であります。

（第三者割当増資：株式買取基本契約に基づく第1回割当）

平成26年6月11日付でドイツ銀行ロンドン支店との間で締結された第三者割当による包括的新株発行プログラムの設定を目的とした株式買取基本契約に基づき、同日開催の取締役会において、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行（第1回割当）を決議いたしました。

その概要は次のとおりであります。

- ① 発行する株式の種類及び数：普通株式 800,000株
- ② 発行価格：1株につき 801円
- ③ 資本組入額：1株につき 400.5円
- ④ 調達資金の総額：640,800千円
- ⑤ 払込期日：平成26年6月27日
- ⑥ 割当先：ドイツ銀行ロンドン支店
- ⑦ 資金の使途：「4（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の通り、①海外販路及び国内外の研究開発分野拡大のための資本・業務提携、M&A関連費、②その他運転資金として充当する予定です。
- ⑧ 調達した資金の充当状況：上記「⑦資金の使途」に記載のとおり充当する予定です。

（第三者割当増資：株式買取基本契約に基づく第2回割当）

平成26年6月11日付でドイツ銀行ロンドン支店との間で締結された第三者割当による包括的新株発行プログラムの設定を目的とした株式買取基本契約に基づき、同日開催の取締役会において、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行（第2回割当）を決議いたしました。

その概要は次のとおりであります。

- ① 発行する株式の種類及び数：普通株式 800,000株
- ② 発行価格：1株につき 747円
- ③ 資本組入額：1株につき 373.5円
- ④ 調達資金の総額：597,600千円
- ⑤ 払込期日：平成26年9月4日
- ⑥ 割当先：ドイツ銀行ロンドン支店
- ⑦ 資金の使途：「4（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の通り、①海外販路及び国内外の研究開発分野拡大のための資本・業務提携、M&A関連費、②その他運転資金として充当する予定です。
- ⑧ 調達した資金の充当状況：上記「⑦資金の使途」に記載のとおり充当する予定です。

11. 発行要項

◇新株式の発行要項

第 3-a 回割当

1. 発行新株式	当社普通株式
2. 発行株式数	400,000株
3. 発行価額	未定
4. 発行価額の総額	未定
5. 資本組入額	未定
6. 申込期日	平成26年10月 6 日
7. 払込期日	平成26年10月 6 日
8. 新株式交付日	平成26年10月 6 日
9. 割当予定先および株式数	ドイツ銀行ロンドン支店 400,000株

10. 新株式の継続所有等の取決めに関する事項
- 割当先との間において、割当新株式について、継続保有および預託に関する取り決めはありません。
- ただし、当社は割当先との間において、割当新株式効力発生日（平成26年10月 6 日）より2年間において、当該割当新株式の全部または一部譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。

11. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(注) 発行価額の決定

発行価額の算定方法は、新株式 1 株あたりの発行価額を平成 26 年 9 月 18 日の取引所における当社普通株式終値に 90%を乗じた金額といたしました。

第 3-b 回割当

1. 発行新株式	当社普通株式
2. 発行株式数	400,000株
3. 発行価額	未定
4. 発行価額の総額	未定
5. 資本組入額	未定
6. 申込期日	平成26年10月24日
7. 払込期日	平成26年10月24日
8. 新株式交付日	平成26年10月24日

9. 割当予定先および株式数 ドイツ銀行ロンドン支店 400,000株
10. 新株式の継続所有等の取決めに関する事項 割当先との間において、割当新株式について、継続保有および預託に関する取り決めはありません。
ただし、当社は割当先との間において、割当新株式効力発生日（平成26年10月24日）より2年間に於いて、当該割当新株式の全部または一部譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。
11. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- （注）発行価額の決定
発行価額の算定方法は、新株式1株あたりの発行価額を平成26年10月7日の取引所における当社普通株式終値に90%を乗じた金額といたしました。

以 上